

グループホームの現状について
～かしのきの里 利用者・家族へのメッセージとして～

姫路市立かしのきの里
ルネス花北成人部 地域生活係
管理支援員 中川繭子

【はじめに】

かしのきの里に通所している利用者の現在、そして繋がっていく未来への生活について共に考えていくなかで、日中の過ごし方だけにとどまらず、「暮らし」にも焦点をあてていくことは不可欠である。暮らしのかたちはさまざまだが、「生きている」という実感のもと生活を送ってほしいと願い、日々支援を行っている。

近年、グループホームは地域社会での暮らしの場の一つとして定着してきた。日中はかしのきの里で働きながら、グループホームで生活している利用者もいる。また、「将来はグループホームで暮らしたい」、「グループホームのことをもっとよく知りたい」という利用者・家族の声を懇談や家族会などの集まる機会によく耳にするようになってきた。そこで、グループホームについて少しでも理解を深めてもらいたいそしていきいきとした暮らしへの一つの手がかりとなるようメッセージを送りたいと切に思い、グループホームの現状を調べるに至った。姫路市内のグループホームの協力を得て情報収集したものを、令和3年3月に「グループホームについて知識や見聞を広めましょう」というタイトルで、利用者・家族向けに資料を配布した。

姫路市内すべてのグループホームへの電話での聞き取りでは、ほとんどの項目について概ね100%の回答が得られたため、結果的に姫路市のグループホームの実態を捉えた内容として仕上げる事ができた。かしのきの里の利用者・家族だけに留まらず、

関係機関や関係者にも広く情報提供したい。

【利用者の生活について】

姫路市の西部で緑豊かな環境に位置するかしのきの里は、昭和63年に開設され、35年目を迎える。新事業体系に移行し、「就労継続支援B型事業」「就労移行支援事業」「就労定着支援事業」を運営する多機能事業所である。就労継続支援B型事業利用者のなかには、開設当初から利用していたり、長く働き続けている方も多く、高年齢化がすすんでいる。将来の生活を見据えてグループホームに入居している利用者が7名、一人暮らしの利用者が2名、その他14名は自宅で家族と同居している（令和3年3月現在）。当然のことながら家族も高齢になり、そう遠くないこれからの暮らしについて考えていかざるを得ない状況である。また、グループホームに入居していても、「一生ここに住むのだろうか?」「65歳になったら、引き続きサービスを利用できるのか?」など、将来の暮らしに対する不安は尽きない。

【地域生活係とグループホーム事業所との関わりについて】

地域生活係は、平成8年度から成人部内に地域生活委員会が立ち上がり、以降名称を変えながら活動してきた。

平成22年度より、地域生活係が市内グループホーム事業所を対象に年1回、研修会や座談会を実施してきた。平成28年度からは地域生活係が舵をとりながらも、年3回程度のグループホーム研修会をそれぞれの

事業所に委ねて自由に進行してもらう方式になり、主体性のある研修会となりつつある。また、グループホームの現状や課題、支援の悩み等、情報共有を通して事業所間の横のつながりが深まっている。このような関係性のなかで、今回の電話での聞き取りにも快く協力をいただけた。

【調査方法について】

令和3年3月に、姫路市内のグループホーム25法人58事業所を対象として、電話で直接聞き取りを行った。調査項目は、利用者・家族が知りたいと思っていることや、今後参考にしたい内容を考え、14項目を挙げた。

《調査項目と回答数》

調査項目	回答数 25法人58事業所
①サービス類型別事業所数について	25法人58事業所
②各事業所の定員数について	25法人58事業所
③運営別事業所数について	25法人58事業所
④障害別入居者数について	25法人58事業所
⑤男女別入居者数について	25法人58事業所
⑥入居者構成(男女の住み分け)について	24法人55事業所
⑦年齢別入居者数について	24法人53事業所
⑧障害支援区分別入居者数について	24法人53事業所
⑨支援体制(夜勤支援従事者)について	25法人58事業所
⑩支援体制(食事提供)について	24法人53事業所
⑪月あたりの入居費用について	25法人58事業所
⑫日中活動状況について	25法人58事業所
⑬体験利用について	25法人58事業所
⑭空き状況について	25法人58事業所

回答者の中には、先述のグループホーム研修会で顔見知りになった管理者やサービス管理責任者も多かったため、丁寧且つ正確な内容を聴取することにもつながった。回答率についても、10項目は100%の回答を得ることができた。残りの4項目は、時間の都合等で詳細まで聞き取れなかったと

ころもあったが、それでも24法人(95%以上)53事業所(90%以上)の回答を得ることができた。また、一人で聞き取りを行うことにより、対象者に同じ視点で質問することができ、精度や統一性を高めることができた。そして、個別での聞き取りのため、各事業所の具体的な事情や生の声を汲み取ることができた。何より地域生活係とグループホーム事業所との関係性のなかで、深く掘り下げて聞き取れた内容も大いにあった。以上のような聞き取り状況の結果、姫路市のグループホームの現状が良く分かるデータを集約することができた。

【利用者・家族へのメッセージとして】

ここからは、姫路市内のグループホームの情報を取り混ぜながら作成し、利用者・家族に配布した資料を掲載する。写真等の記載は省略しているため、各事業所のホームページも閲覧していただきたい。



令和3年3月

利用者・ご家族のみなさん

姫路市立かしのきの里

中川 繭子

グループホームについて
知識や見聞を広めましょう

姫路市グループホームの情報も取り入れてまとめました。

かしのきの里の家族会や個別懇談をさせていただくたびに、将来の生活について話題があがってきますね。私たちが望む生き方は十人十色、暮らし方もいろいろ考えられると思います。今回はそのなかの一つ、グループホームについて、姫路市のグループホームの情報も取り入れながら、皆さんと共有したいと思います。すでにグループホームにお住まいの方も、他のグループホームのことや姫路市の状況を知っていただく機会になれば幸いです。

障害者グループホームは、正式には「共同生活援助」というサービス名称です。「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、障害者総合支援法）」に基づく福祉サービスのひとつとして運営されています。身体・知的・精神などに障害を持った方々が世話人などから生活や健康管理面でのサポートを受けながら数人の仲間と一緒に暮らす共同住居です。

グループホームについて

障害福祉の分野では、長い間、障害のある人の福祉は施設をつくりサービスを提供することだと考えてきました。グループホームができたことによって、施設が在宅のどちらかだけではなく、新しい形で地域生活という選択肢ができました。

グループホーム誕生に前後して、障害福祉の分野は、施設福祉から地域福祉へ、援助者中心から本人主体の福祉へ、大きな転換が求められるようになりました。選択肢の広がりとともに、ノーマライゼーションの理念や本人中心の支援が謳われるようになり、ようやく“本人の意思”が尊重される時代を迎えました。

国による福祉事業としてグループホームが制度化されたのは、1989(平成元)年です。最初にグループホームの入居対象となったのは、知的障害のある人でした。当時の精神薄弱者福祉法に基づき「精神薄弱者地域生活援助事業」として制度化されました。初年度、100カ所の予算計上が行われ、約430名の人たちがグループホームで暮らしを始めました。1992(平成4)年には、精神障害のある人を対象としたとしたグループホームが精神障害者福祉法に基づく「精神障害者地域生活援助事業」として制度化されました。

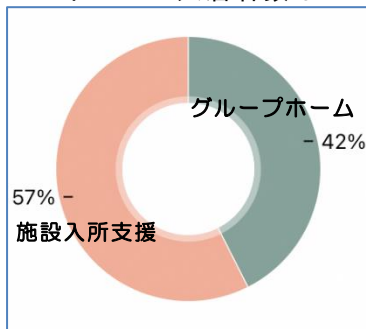
また、2006年、障害者自立支援法の成立により身体障害のある人が、2013年、障害者総合支援法の成立により高次脳機能障害や発達障害、難病のある人がグループホームへ入居することが可能になり、障害の種別に関係なく、共通の仕組みによって共通のサービスが利用できるようになりました。

法人数	姫路市内グループホーム事業所	定員
1	グループホーム大日寮	10
2	けいふう	12
	いこい	4
	いこい2	6
3	グループホームピースフル	4
	グループホームピースフル ONE	4
4	チャレンジ大塩	4
	ふあむ。的形	7
5	あすなろの家	4
	第二あすなろの家	4
6	いねいぶる	4
	いねいぶる 2	2
	いねいぶる 3	2
	いねいぶる 4	2
7	ほうむ・すまいる	4
	白国ホーム	5
	五軒邸ホーム	4
	保城ホーム	4
8	オレンジホーム姫路	6
	オレンジホーム姫路Ⅱ	6
	オレンジホーム姫路Ⅲ	4
9	ハイツノバ田寺	7
	ハイツノバ田寺プラスアルファ	6
	ハイツノバ伊伝居	8
	ハイツノバ伊伝居イースト	8
10	ふあみーゆ	5
11	ケアホームきらめ樹	10
	ケアホームかがや樹	10
12	ケアホーム広畑の家	4
	ケアホーム広畑の家2	4
13	共同生活援助ひびき de ほ～む	4
	共同生活援助ひびき de ほ～む第2住居	7
14	ラーフの郷	4
	ラーフの郷Ⅱ	4
	ラーフの郷Ⅲ	4
	ラーフの郷Ⅳ	4
15	グループホームはなの家	4
16	グループホームあい	5
	グループホームあい 今在家	3
17	GH サンライズ	6
18	ろはうす	5
19	りくりえいと網干津市場	4
	りくりえいと上余部	4
	りくりえいと網干高田	4
	りくりえいと四郷	4
	りくりえいと今宿	5
20	こずもグループホーム	6
21	ウェルフェアホーム アミ	6
	ウェルフェアホーム スール	4
22	リノハウス勝原下太田	4
	リノハウス平松	4
	リノハウス英賀保	4
23	ミネットホームさつきヶ丘	4
	ミネットホーム亀山	7
24	フレンジアメゾン白浜町	6
	フレンジアメゾン白浜町Ⅱ	6
	フレンジアメゾン白浜町Ⅲ	6
25	グループホームゆう	5

姫路市内のグループホームと施設入所支援 総定員数について

居住形態	事業所数	総定員数
施設入所支援	9	401
グループホーム	58	297

※グループホームの入居者数は 274 名です。



姫路市内の施設入所支援は 9 事業所。平成 15 年以降新たな事業所の開設はありません。グループホームは令和 3 年 3 月現在、25 法人 58 事業所が開設されています。グループホームの事業所は、今もなお、増えています。
※グループホーム事業所の詳細は、姫路市指定障害福祉サービス一覧をご覧ください。

グループホームは「居室」・利用者の相互交流を図る設備（「居間」や「食堂等」）・「台所」・「トイレ」・「洗面所」・「浴室」の設備が 1 セット（ユニット）となっています。居室の定員は 1 人（1 人部屋）、約 4.5 畳以上と定められています。1 ユニットの入居定員は 2～10 名となっています。スタッフは、管理者・サービス管理責任者・「世話人」・「生活支援員」で構成されています。

世話人の役割とは

食事の提供、健康・金銭管理の援助、日常生活全般の相談・援助等

生活支援員の役割とは

食事・入浴・排せつ等の介助等直接的な介護

グループホームには大きく分けて 3 つの種類があります。

<介護サービス包括型グループホーム>

介護サービス包括型では、介護・支援を行う援助者はグループホームの世話人・生活支援員です。入居者のニーズに応じて、相談や家事など日常生活上のサービスと、食事や入浴、排せつなどの介護サービスを提供します。

<外部サービス利用型グループホーム>

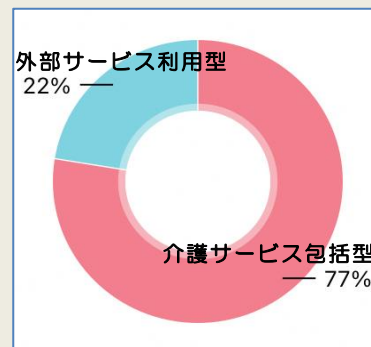
外部サービス利用型では、グループホームの援助者である世話人が、基本サービス（日常生活の援助等）を行い、入居者の身体介護が必要になった場合は、外部の居宅介護事業所がサービスの提供を行います。そのため、生活支援員の配置はありません。

<日中サービス支援型グループホーム>

日中サービス支援型は、重度化・高齢化に対応するため平成 30 年度に創設されました。重度の障害者等に対して常時の支援体制を確保することを基本とし、日中も支援をおこないます。また、地域における重度障害者の緊急一時的な宿泊の場を提供するため短期入所の併設が必須です。

①サービス類型別事業所数について (58 事業所に伺いました)

サービス類型	事業所数
介護サービス包括型	45
外部サービス利用型	13
日中サービス支援型	0

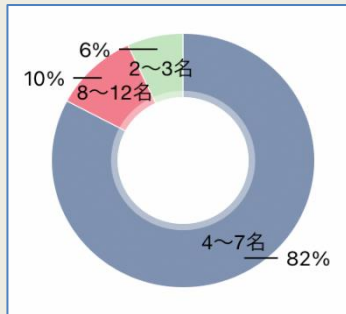


姫路市では、介護サービス包括型の事業所が多いです。介護サービス包括型は知的障害、外部サービス利用型は精神障害の入居者が多い傾向があります。日中サービス支援型事業所は、上記の表に計上されていませんが、令和 3 年 4 月以降、開設されています。

では、ひきつづき姫路市内のグループホームと入居者の状況について見ていきましょう。
 ※各項目は、令和3年3月現在の状況について、姫路市内のグループホームにお伺いしたものです。項目ごとに、聞き取った事業所数を記載しています。

②各事業所の定員数について (58事業所に伺いました)

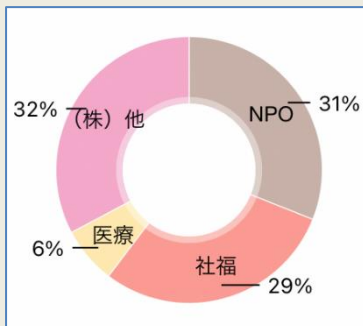
定員数	事業所数
2~3名	4
4~7名	48
8~12名	6



1 軒のホームの入居者の人数は、4~7名が80%以上を占めています。10名以上の方が一つ屋根の下で暮らしているホームもあります。外観も一戸建て住宅やハイツ、県営住宅、施設のような建物と、いろいろな形態があります。

③運営別事業所数について (58事業所に伺いました)

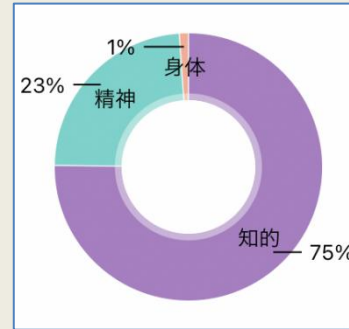
運営主体	事業所数
NPO 法人	18
社会福祉法人	17
医療法人	4
株その他	19



グループホームの運営主体はNPO 法人31%、社会福祉法人29%、最近は株式会社など営利法人が運営するグループホームも増えてきました。

④障害別 入居者数について (58事業所に伺いました)

障害種別	入居者数
知的障害	206
精神障害	65
身体障害	3



障害別にみると主な障害として知的障害の方が75%、次いで精神障害の方が23%です。
 ※それぞれ、重複障害の人も含まれています。

⑤男女別入居者数について (55事業所に伺いました)

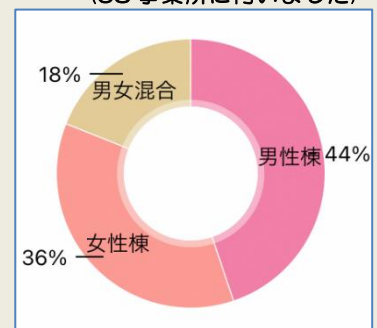
性別	入居者数
男性	139
女性	123



現入居者の状況は、男女の割合に大きな差はみられません。

⑥入居者構成（男女の住み分け）について (58事業所に伺いました)

性別	事業所数
男性棟	26
女性棟	21
混合	11

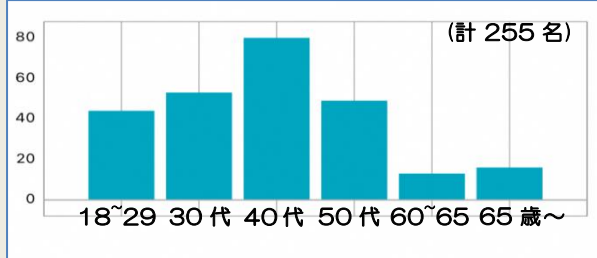


性別で棟を分けているグループホームが多いようです。男女混合のホームも、「1階と2階で区切る」「お風呂等、共用スペースを分けている」「壁や敷居等設ける」など工夫されています。

⑦年齢別入居者数について

(53事業所に伺いました)

年齢別	入居者数
18～29歳	44
30代	53
40代	80
50代	49
60～65歳	13
65歳～	16



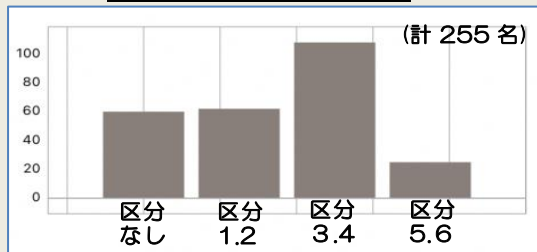
障害者総合支援法では、18歳以上の入居希望者で、障害福祉サービス受給者証の「共同生活援助」の支給決定を受けた人がグループホームの利用ができます。

実際利用されている方の年齢層は、40代の方が多くですね。65歳以上の方のなかには、介護保険のサービスも利用しながらホームに入居されている方もおられるようです。

⑧障害支援区分別入居者数について

(53事業所に伺いました)

支援区分	入居者数
区分なし	60
区分1・2	62
区分3・4	108
区分5・6	25

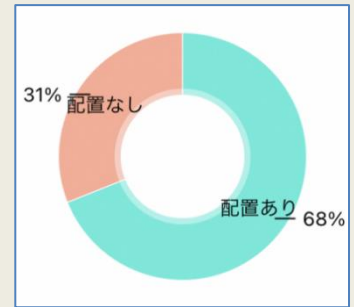


グループホームは障害支援区分「区分なし」から「区分6」の方まで広く利用することができます。お伺いしたお話しから、外部サービス利用型のグループホームは、「区分なし」「区分1・2」の自立度の高い入居者が多い傾向にあると感じました。

⑨支援体制(夜勤支援従事者)について

(58事業所に伺いました)

夜勤従事者	事業所数
配置あり	40
配置なし	18

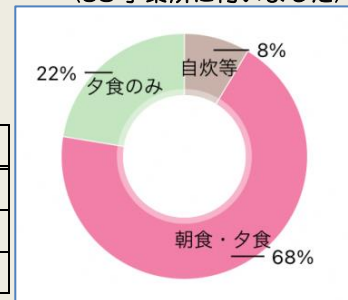


夜間支援体制は、グループホームによって夜勤や宿泊体制のあるところと、人員配置のないところがあります。人員配置がない場合も同法人内の病院や入所施設と連携するなど、緊急時の連絡体制が確保されているところもあります。外部サービス利用型のホームは、自立度の高い入居者も多く、夜間も支援を必要としない場合が多いようです。

⑩支援体制(食事提供)について

(58事業所に伺いました)

食事提供	事業所数
自炊等	5
朝食夕食	40
夕食のみ	13



朝食・夕食を提供するホームが多いです。平日の昼食は、基本的には日中活動で摂る方がほとんどです。夕食のみのホームは、朝食はパンを買うなど本人自身が用意したり、用意が難しければ、前日に世話人が、当日レンジでチンするだけで食べれるようしてくださるところもあります。夕食は、ダイニングで一緒に食事したり、勤務で遅くなる方は時間を遅らせたり、時には居室で食事したりと、状況に合わせて柔軟に対応されています。休日は、家族のもとに帰ったり、ホームで過ごしたりと、それぞれの過ごし方があります。ホームで過ごす人は、自炊したり、外食したり、ホームのみんなでクッキングを楽しんだり、世話人がご飯を作ってくれたり等、一人ひとりに合わせた食事の仕方があるようです。

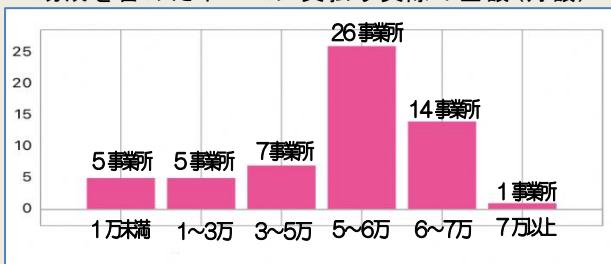
⑪月あたりの入居費用(事業所別)について
(58事業所に伺いました)

	家賃	食費	水光熱 共益費	その他 ※1	助成を含めた ホームに支払 う実際の金額
なし(実費)	—	5	6	24	—
1万円未満	—	2	18	32	5
1~2万円	2	13	32	2	0
2~3万円	10	26	2	—	5
3~4万円	23	11	—	—	2
4~5万円	20	1	—	—	5
5~6万円	2	—	—	—	26
6~7万円	0	—	—	—	14
7万円以上	1	—	—	—	1

※1その他: 消耗品費、衛生用品、新聞代、ベッドリース代、金銭管理代等です

グループホームに生活するために必要な費用は「家賃」「食費」「水道光熱費・共益費」その他消耗品費、金銭管理費等があります。グループホームによって設定額や内容に違いがあります。例えば、水道光熱費は値段を一律に設定して請求額に加えているところと、各入居者が実際使用した分を実費として支払うところもあります。食費も、1ヵ月分一律の金額で請求しているところと、実際提供した回数分だけ請求するところもあります。自炊や本人が用意をする人は、実費負担で徴収しないところもあります。

助成を含めたホームに支払う実際の金額(月額)



グラフをしてみると、入居費用を5~6万円を設定しているホームが多いです。できるだけ入居者自身の収入で生活ができるようにと考えているホームも多かったです。入居している方の収入源は「障害基礎年金」「賃金・工賃」が主です。生活保護を受給している方もおられます。入居者が独立した個人として生きていくために、地域での自立生活を支援するための家賃助成制度もあります。

《参考》

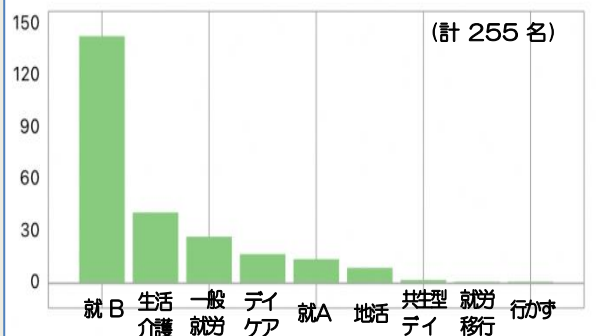
障害基礎年金

1級: 月額 81,427円 2級: 月額 65,141円

グループホーム(共同生活援助)の支給決定を受け、サービスを受ける利用者に対し、所得の状況に応じて、市町村は居住に要した費用について「特定障害者特別給付費」を支給することになっています(10,000円)。また、「姫路市グループホーム利用者家賃負担軽減事業」で、利用者(非課税世帯)が支払う1月の家賃相当額から10,000円を控除した額の2分の1の額を助成しています(上限額 15,000円)。よって、家賃の額により、最高 25,000円の助成を受けることができます。

⑫日中活動状況について
(53事業所に伺いました)

日中活動	入居者数	日中活動	入居者数
就労継続B	143	地域活動支援センター	9
生活介護	41	共生型デイ	2
一般就労	27	就労移行	1
デイケア	17	どこも行かず	1
就労継続A	14		



日中活動の状況は、かしのきの里と同じ「就労継続B型」に通所している方と「生活介護」の方で大部分を占めています。一般就労や就労継続A型に通っておられる方は、自立を目指し、一人暮らしに移行する方もおられるようです。

⑬体験利用について

(58事業所に伺いました)

殆どの事業所で、空きがある(居室がある)場合体験利用を受け入れてもらえるようです。体験利用をするには「共同生活援助(グループホーム)の体験利用」制度の支給決定を受ける必要があります。この制度を利用することで、グループホームの入居を検討されている方が、実際にグループホームを体験して本入居へとスムーズにつなげることができます。《支給決定の流れ》

各市町村の障害福祉課にグループホーム体験利用の申請をします。(相談支援事業所へ相談しましょう。)その後、必要書類を作成、提出し、支給決定の流れになります。

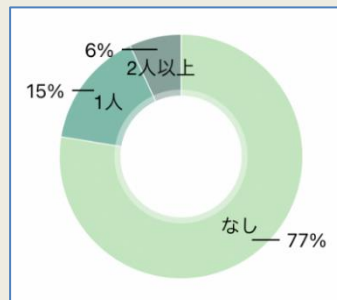
《支給内容について》

年間50日、連続で30日の利用ができます。1泊から大丈夫です。

⑭空き状況について

(58事業所に伺いました)

空き状況	事業所数
なし	45
1人	9
2人	2
3人	1
4人以上	1



空きがある事業所のなかには、入居前提での体験利用をされている方も何名かおられました。空きができてから次の入居者が2、3日で決まってしまうという事業所もありました。空きがある理由として、新たに開設された事業所で入居者が決まっていない、退居者ができたなどが挙げられます。

《退居理由を聞いてみました》

- ・グループホームで経験を積み、一人暮らしができるようになった。
- ・入院などホームの暮らしが難しくなった。
- ・入居者や支援者と合わなかった。
- ・家族離れができなかった。
- ・家賃滞納 など

しかし、聞き取りをおこなうなかで長く安心して暮らしている方が多い印象をもちました。

最後に

姫路市のグループホームの情報も取り入れながら、グループホームの形態や特徴についてまとめてみました。少しイメージが深まったでしょうか？

平成元年に誕生したグループホーム制度には、地域のなかにある普通の建物で、数名の普通の家庭的な生活規模で、一人の地域の住民としての普通の暮らしを求め続ける、そのような願いが込められていました。それから30年以上が経過し、外観やサービス類型に見られるように、ハード面やソフト面でもグループホームの様相が多様化されてきました。しかし、そこに住む人の思いは、昔も今も変わらないことでしょう。誰もが、安心して自分らしい納得のいく毎日を送り、充実感ある生活を実現したいものです。

それでは、「障害のある人と援助者でつくる日本グループホーム学会」から出版されている『スタッフ・世話人のためのグループホーム援助のポイント』より、地域で暮らす場としてのグループホームとして冒頭に記された文言を紹介したいと思います。

- グループホームは、小さな施設じゃない。
- グループホームは、入居者一人ひとりの「家」。
- グループホームには、集団生活ではない「個人の暮らし」があり、
- グループホームでは、自分の暮らし方は自分で決める。
- グループホームとは、入居者一人ひとりの生活を実現できる生活の場。
- グループホームでは、そのために必要な援助を受けられます。
- グループホームは、まちの中で、ふつうに暮らしたいという障害のある人たちの思いと、それに応えたいと支援する人たちの実践によって制度になりました。
- グループホームは、そこで暮らす人(入居者)を指導、訓練するところではありません。

🍷 元気なときも元気がないときも、得意なことでも苦手なことでも、入居者のありのままの姿をさらけ出せる「暮らしの場」なのです。

🍷 グループホームは集団生活の場ではありません。あくまでも入居者一人ひとりの暮らしが原点です。みんなでそろって外出することがいけないわけではないけれど、一緒に苦痛な人がみんなと一緒に何かしなければならぬとしたら、それはまちがいです。集団の暮らしではなく、入居者一人ひとりが自分の考えを出しながら、自分の生活をつくっていくところがグループホームです。

🍷 グループホームの入居者は日中、作業所や通所施設に通う人、企業で働いている人、高齢になり介護保険のデイサービスに通う人などさまざまです。

🍷 アパートやマンションや公営住宅、一軒家を借りたり新築したりしてグループホームにしています。まちの中にさりげなくあるのがグループホームです。



【おわりに】

支援を考えると、利用者が自分の幸せを自分で求めることができ、利用者が望む生活を自己実現してほしいと切に願う。そのために私たち支援者ができることをこれからもメッセージにのせて届けていきたい。

今回のメッセージのテーマとなったグループホームは、「障害があっても地域の中で暮らし続けたい」という思いを実現するためにできた制度である。姫路市の事業所も年々増加し、地域で自分らしい生活をおくる暮らしの場の一つとしてますます期待されている。地域生活係としてグループホーム研修会を盛り立てながら、グループホームのあり方や利用者個々の暮らしの充実に向けて、事業者や関係者とともに考え続けたい。

最後に、今回の聞き取り調査に協力して

いただき、さらにその内容を公表することに賛同して下さったグループホーム事業所の皆さまに深く感謝したい。そして、地域生活係としてグループホーム事業所とのつながりをより一層深めていきたいと思う。

《参考文献》

障害のある人と援助者でつくる日本グループホーム学会編集

『スタッフ・世話人のためのグループホーム援助のポイント』 2010年

『障害のある人のグループホーム 設置・運営マニュアル』 2018年